平成２５年（フ）第１２０９号
名古屋市守山区森孝４丁目626番地
破産者　土屋　智惠
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４００号
愛知県犬山市大字犬山字富士見町10番地１、前住所名古屋市西区那古野１丁目３番16号
破産者　青木　健二
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５３号
大阪府阪南市尾崎町２丁目14番12―１号、前住所大阪市西成区花園南２丁目７番12号フォレスタ花園201号
破産者　上東　龍一
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
神戸市東灘区北青木４丁目17番15ー207号、開始決定時の住所神戸市東灘区青木２丁目３番21―507号
破産者　唐沢　　豊
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２号
京都府与謝郡与謝野町字明石1943番地12顕友ハイツ７号、開始決定時の住所兵庫県豊岡市但東町小谷338番地の１
破産者　坂岡　要一
1　決定年月日　平成26年１月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第２０９号
函館市万代町２番16号
破産者　東出　康治
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３４号
青森市桂木４丁目３番地16　ネオハイツ奥野116号
破産者　成田てい子
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
東京都練馬区大泉町６丁目11番16号、破産手続開始決定時の住所宮城県柴田郡大河原町字新東10番地１　ログマン太田102号
破産者　門馬　俊一（破産手続開始決定時の氏木村）
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４１５号
静岡県富士市西柏原新田25番地
破産者　髙木　園子
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２４３号
静岡県三島市西本町３―27　川村ロイヤルマンション116号、住民票上の住所静岡県田方郡函南町柏谷128番地
破産者　内田　憲一
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
静岡県富士市伝法2501番地の１　グリーンパレスフジⅡ101号室、住民票上の住所静岡県富士市伝法3039番地の８
破産者　山内　栄子
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２１号
東京都新宿区北新宿１丁目23番22―308号、開始決定時の住所山口県下関市幡生本町４番15―1101号
破産者　有川　直樹
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
高知市朝倉己251番地５
破産者　本山　宏樹
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４２号
大分市下郡東１丁目８番10―105号サニーコート野崎
破産者　安部　礼史
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２５年（フ）第２５４号
佐賀県佐賀市多布施４丁目６番17―204号　K・フラットⅣ
破産者　濵本　裕也
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９３号
栃木県小山市東城南５丁目35番地６　ランブル天Ⅱ―113号、従前の住所栃木県小山市東城南５丁目21番地７　塚原パンション105号
破産者　武田　勝彦
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１０２２号
埼玉県戸田市氷川町１丁目４番16―105号
破産者　中村　勇一
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係